

一般社団法人明専会 支部活動運営部会支出細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の支部活動運営部会基準に掲げる支部活動支援のための具体的な支出細則を定める。

(支援策)

第2条 次に掲げる各号に示す通り、本部より支部に対し、資金的支援をおこなう。

- (1) 支部総会補助費として、支部総会開催報告書および出席者名簿の提出により終身会員の出席者1名につき3,000円を、終身会員でない正会員の出席者1名につき1,000円を支部に対し支給する。学生会員の総会出席に対しては、終身会員の場合は1名につき3,000円を、そうでない場合は1名につき1,500円を支部に対し支給する。名誉会員、年功会員、および、特別会員は終身会員に準じる。但し会費が補助費を下回る場合は、会費を支給する。
- (2) 支部幹事の会合補助費として、幹事会開催報告書および出席者名簿の提出により出席者1名につき、1,500円を支部に対し支給する。但し対象者1名につき年2回までとし、オンライン参加者には支給しない。大学内幹事会合費も同様の内容で支給するものとする。支部総会案内通信費として、案内状の総数報告または日本郵便株式会社の領収書の提出および不明・戻りの会員名の報告により、1通につき日本郵便株式会社が定める往復郵便はがき料金、もしくは郵便はがき料金と定形郵便料金の最低額相当を支部に対し支給する。
- (3) 新入会員歓迎会補助費として、出席者名簿の提出により新入会員1名につき3,000円を支部に対し支給する。但し開催前年度の卒業生も含むが当人にとっては1回限りとする。また、開催費用の一人当たりの金額が補助費を下回る場合は、その額を支給する。
- (4) 学生見学団歓迎会補助費として、出席者名簿の提出により、学生見学団の出席者1名につき4,000円を主催支部に対し支給する。但し、開催費用の一人当たりの金額が補助費を下回る場合は、その額を支給する。
- (5) 会費一括納入手数料として、納入者名簿の提出により5名以上の、事業所単位での一括納入につき、会費の5%を当該支部に対し還元支給する。
- (6) 会報誌への広告掲載料として、支部事務局経由の広告契約について、広告料の3割を支部に対し還元する。
- (7) 講演会講師謝金補助費として開催報告書の提出により年度1回に限り30,000円を支給する。

(請求期限)

第3条 前条、各号に掲げる会合補助等については、会合開催2カ月以内または当該年度の終了の1ヶ月前までに、請求した時に支援が受けられるものとする。

2 請求は支部より、所定の書類をそえて事務局長あて請求するものとする。

(疑義)

第4条 支援金支出に当たって疑義が生じたときは、常務理事の裁断によるものとする。

(報告)

第5条 事務局は、各月ごと、第2条各号ごとの、支部別支出実態を、常務理事および支部活動運営部会長あて、報告するものとする

附則

- 1 平成 27 年 2 月 14 日の理事会決議により、制定、施行する。
- 2 これにより、平成 26 年 2 月の理事会決議により定められた一般社団法人明専会 支部活性化支援部会支出細則を廃止する。
- 3 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。
- 4 平成 29 年 5 月 20 日 郵便料金の変更により改訂する。
- 5 令和元年 5 月 18 日の理事会決議により第 2 条 (1) を修正。終身会員の会費改正に合わせ、令和元年 3 月 16 日 より施行する。
- 6 令和 3 年 12 月 4 日の理事会決議により、一部修正。